

公益財団法人 佐藤国際文化育英財団

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

公益財団法人 佐藤国際文化育英財団
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐藤国際文化育英財団定款（以下定款という。）第13条及び第27条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事及び監事とは、定款第21条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 この法人は、理事に対してのみ報酬を支給することができる。

(支給金額)

第4条 理事全員の報酬金額の総額は、年額1200万円を超えない範囲で、各理事の年間報酬額は理事会において決定する。尚、理事の報酬額には使用人兼務理事の使用人分給与は含まないものとする。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月25日、振込により支給する。

第3章 費用

(費用の弁償)

第6条 この法人は、理事、監事及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については支払うことができる。

2. 理事、監事及び評議員には、旅費交通費（宿泊費含む）等について支払うことができるものとし、これについては別途定めるものとする。

第4章 規定の改廃等

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

令和3年6月28日改定